

**令和5年度**  
**一般社団法人 湯浅町観光協会**  
**正規職員募集要項**

1. 募集職種 一般事務職
2. 採用予定人員 1名
3. 職務内容
  - ① 観光誘客のためのプロモーション
  - ② 観光イベントの企画・運営
  - ③ 観光商品の企画・運営
  - ④ その他町観光協会の目的達成に必要な事業など
4. 採用予定日 令和6年4月1日（月）
5. 勤務場所 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1075番地9  
湯浅えき蔵 観光交流センター
6. 受験資格等
  - ①昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方
  - ②次のいずれにも該当しない方
    - i 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - ii 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
    - iii 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団と関係を有している者
  - ③自動車普通運転免許（AT限定可）を有している方  
（採用予定日時点で取得又は取得見込であること）
  - ④基本的なPC操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）が可能な方
  - ⑤これからの湯浅町観光を盛り上げるため、自ら考え行動できる熱意のある方

## 7. 試験方法等

試験区分		試験内容	試験時間
一次試験	適性検査	職員としての適応性検査	110分
	作文試験	出題した課題に基づく、文章表現、知識等の試験	60分
二次試験	面接試験	主として人物、意欲、知識等についての個別面接	1名につき15分程度

## 8. 試験日程等

### ①一次試験

日時：令和6年2月4日（日）

場所：湯浅役場2階 災害対策室（湯浅町青木668-1）

※合格発表は、試験日から2週間程度を目途に受験者全員に通知します。

### ②二次試験

日時：令和6年3月3日（日）

場所：湯浅えき蔵 3階 会議室（湯浅町湯浅1075-9）

※合格発表は、試験日から1週間以内を目途に受験者全員に通知します。

両試験日ともに時間は追って連絡します。

## 9. 受験申込等

### ①申込方法

受験希望者は、下記提出書類等を郵送（簡易書留）又は持参にて提出してください。封筒の表に朱書きで「採用試験受験申込書在中」と記載してください。書類は、下記ウェブサイトからダウンロード出来ます。

<https://www.yuasa-kankokyokai.com>

### ②提出書類等

- i 採用試験申込書（撮影6ヶ月以内の顔写真を貼付）
- ii 紹介状（ハローワークを通じて申込みをする方）

- iii 顔写真 1枚 (受験票に使用、iに使用するものとは別に同サイズ)
- iv 返信用封筒 1通 (定形封筒に郵便番号、住所、氏名を記載し、84円切手を貼付)

③申 込 先

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1075-9  
湯浅えき蔵 観光交流センター  
一般社団法人湯浅町観光協会 事務局

④受 付 期 間

令和5年12月4日(月)から令和6年1月18日(木)まで

※郵送の場合は、締切日の消印有効

※持参の場合は、平日 午前8時30分から午後5時00分の間

⑤受 験 票 送 付

受験申込書受付後、受験票を送付します。1月24日(水)までに届かない場合は、お問合わせください。

受験票は、一次試験及び合格者は二次試験当日に必ず持参ください。

受験票を提示できない場合は、受験できません。

⑥そ の 他

試験結果の問い合わせには一切応じられません。

採用が決定した方には、後日、事務手続き等の連絡をさせていただきます。

本採用試験に関し、当協会が取得した個人情報には採用以外の事務目的で一切使用しません。

## 10. 給 与 等

当協会の規定により、給与及び勤務条件等は下記のとおりとなります。

- ①基 本 給 月額 196,200円 (大学卒)  
月額 166,600円 (高校卒)  
※職歴に応じ前歴加算あり
- ②昇 給 年 1 回
- ③諸 手 当 扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、退職手当等
- ④賞 与 年 2 回 (6月、12月)
- ⑤勤務時間 午前8時30分から午後5時15分
- ⑥休 日 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日、年末年始  
※イベント等により休日出勤の場合あり  
※月に数回の休日出勤あり、その場合平日と休日を振替

- ⑦休 暇 年次有給休暇、特別休暇等  
⑧保 険 等 社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険

## 11. 試用期間

採用された方は、採用の日から6ヶ月間は試用期間となります。試用期間中の勤務態度等により職員として相応しくないと認められる場合は、採用を取り消すことがあります。

## 12. 問合せ先

一般社団法人湯浅町観光協会

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1075-9

湯浅えき蔵 観光交流センター

電話：0737-22-3133

Mail：info\_yuasa@yuasa-kankokyokai.com

(受付時間)

平日8時30分から17時00分（来所及び電話の場合）

※土・日・祝及び年末年始休業期間（12/29～1/3）は受付不可。